

# 令和4年度第1回

## 鹿児島県連合海区漁業調整委員会

### 議 事 録

#### 1 日程等

- (1) 日 時 令和4年7月14日（木）午後1時58分から午後3時40分まで
- (2) 場 所 県庁18階 特別会議室
- (3) 出席者 次のとおり

#### 2 議事内容及び結果

- (1) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について  
（協議）

⇒ 意見を反映し、承認。

##### 【主な意見】

- ① 「遊漁者の使用可能な漁具漁法」については、他県へ夜間の素潜りを制限しているかどうか追加で確認すること、やすの長さ規制を検討することなどの意見があった。
  - ② 「洋上風力発電計画と漁業との調整」については、本体設置に当たっての委員会の関わり方、海面利用に関しての委員会の関わり方（知事許可漁業の操業区域である公海上の設置のため海区漁業調整委員会への意見照会があるべきではないか）に意見があった。
  - ③ 「養殖業の成長産業化」については、本県の重要な産業であるもじゃこ漁業を追記してほしいとの意見があった。
  - ④ その他、マダイ、カタクチイワシ及びウルメイワシ等が新たにTAC制度の追加魚種として検討されていることについて、マダイのTAC追加及びシラスの取扱いについて、異議がある旨の意見があった。
- (2) その他
    - ① 水産流通適正化制度について

令和4年度 第1回 鹿児島県連合海区漁業調整委員会

日時：令和4年7月14日(木) 午後2時00分～

場所：県庁 18階 特別会議室

| 氏名            | 職名                    | 区分     | 出欠 |
|---------------|-----------------------|--------|----|
| 〈会長〉<br>甲山 博明 | 南種子町漁業協同組合代表理事<br>組合長 | 熊毛海区   | ○  |
| 阿久根 金也        | 加世田漁業協同組合組合員          | 鹿児島海区  | ○  |
| 中馬 清文         | 垂水市漁業協同組合理事           | 鹿児島海区  | ○  |
| 柳原 重臣         | 元県職員                  | 鹿児島海区  | ○  |
| 伊東 恭三郎        | 種子島漁業協同組合組合員          | 熊毛海区   | ○  |
| 森田 忠寛         | 屋久島漁業協同組合組合員          | 熊毛海区   | ○  |
| 茂野 拓真         | 瀬戸内漁業協同組合代表理事組<br>合長  | 奄美大島海区 | ○  |
| 奥田 忠廣         | 奄美漁業協同組合筆頭理事          | 奄美大島海区 | ×  |
| 篤 昭仁          | 鹿児島県資源管理協議会           | 奄美大島海区 | ○  |

出席 8  
欠席 1

〈事務局〉

| 職名                             | 氏名    |
|--------------------------------|-------|
| 事務局長 (水産振興課 資源管理監)             | 脇田 敏夫 |
| 事務局次長 (水産振興課 技術主幹兼漁業調整係長)      | 板坂 信明 |
| 事務局参与 (水産振興課 技術主幹兼漁業監理係長)      | 富安 正藏 |
| 書記 (水産振興課 主査)                  | 上今 達矢 |
| 水産振興課 技術主幹                     | 西 広海  |
| 水産振興課漁業調整係 技術専門員               | 村田 圭助 |
| 水産振興課漁業調整係 水産技師                | 福元 亨介 |
| 水産振興課漁業監理係 水産技師                | 小池 博希 |
| 熊毛海区事務局次長 (熊毛支庁林務水産課技術主幹兼水産係長) | 山本 伸一 |

－令和4年7月14日（木）午後1時58分開始－

【開会】

○脇田事務局長

皆さんこんにちは。定刻より若干早いですけども、本日出席予定の委員皆さんがご出席のようですので、進めさせていただきたいと思います。

令和4年度第1回鹿児島県連合海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員9名中8名の出席をいただいております、鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務規程第7条第1項に定める定数を満たしてございますので、本委員会は成立してございます。

それでは、注意事項を申し上げます。発言は挙手の上、議長の了承を得て、マイクがお手元に届いてから行うようお願いいたします。

それでは挨拶と、議事進行を議長の方からよろしくをお願いいたします。

○甲山議長

はい。どうぞ皆さんこんにちは。皆さん方には大変暑い中、ご出會賜りましてありがとうございます。

昨年度はですね、我々の仲間の事故もございまして、もじゃこについても、大変不漁でございましたが、今年度はおかげさまで、もじゃこについてもですね、計画のとおり採捕ができて、本当によかったと思っております。

本来であれば、今回は屋久島でやる所存でございました。奄美大島でこの連合海区をやった時に、次は、屋久島でやりましょうというふうなことで、そういうふうな決定をしておったんですが、なかなかコロナが発生いたしまして、それはできずに、本日も鹿児島のここで会をするようになったわけでございますが、次は屋久島の冷たい涼しいところで会議を開きたいと思うわけでございます。

いろいろ項目もございしますが、皆さん方のご協力を得まして、スムーズに議事が行われることをよろしくお願いしたいと思います。大変本当に皆さんご苦労さんでございます。それでは、よろしいですか。

【議事録署名者の指名】

○甲山議長

それでは議事に入りたいと思います。議事に入る前に、議事録署名者を私の方から指名をしてよろしゅうございますか。

（「はい。」という声あり。）

○甲山議長

ありがとうございます。それでは、今回は伊東委員と中馬委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○伊東委員及び中馬委員

はい。

【議題1:全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について】

引き続き、議事に入ります。議題1は全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題についてでございます。

これは協議事項でございますので、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（上今書記）

はい。事務局の上今です。資料1をご準備ください。めくっていただいて、目次の次の1ページをご覧ください。議題の概要を説明いたします。

まず、1にありますとおり、長崎県からの照会を受け、鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務局として、単一3海区へ九州ブロック会議への提出議題案について、協議を依頼しました。これを受けて、本日ご出席の委員の単海区の各ご所属で6月に協議していただいたところです。鹿児島海区及び熊毛海区からは特に意見はなく、奄美大島海区からの意見につきましては、後ほど説明いたします。

2の提出議題案の(1)議論したい項目につきまして、事務局として現在、話題となっている項目を3つ上げております。九州ブロック会議で九州各県の状況を把握したいと思っておりますので、簡単に内容を説明します。

まず、4ページをご覧ください。「遊漁者の使用可能な漁具漁法」についてです。これは、奄美大島海区で勉強会を開催しており、また、鹿児島海区でも話題になるなど、漁業者の関心の高いものです。提案理由を読み上げます。

(省略)

5ページには調整規則の抜粋を記載しております。

続きまして、6ページをご覧ください。「洋上風力発電計画と漁業との調整」についてです。主に鹿児島海区での話題となりますが、提案理由を読み上げます。

(省略)

7ページ、8ページには浮魚礁に係る委員会指示等を記載しております。

9ページをご覧ください。議論したい項目の最後は、「養殖業の成長産業化」についてです。こちらも主に鹿児島海区での話題となりますが、提案理由を読み上げます。

(省略)

以上、3つにつきまして、九州ブロック会議の議論したい項目として長崎県へ回答しようと考えております。

資料1ページにお戻りください。2(2)要望事項につきましては、これまでの3項目を継続して九州ブロック会議を経由して全国の連合会として要望しようとするものです。

3奄美大島海区からの回答についてですが、要望項目のうち、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について意見をいただいております。意見としては、項目分けと文面への追記をしてほしいという内容です。

具体には、まず、項目分けについて、大中型まき網漁業の部分と沖合底びき網漁業とで項目を分けてほしいというものです。追記については、沖縄県海域と奄美海域における大中型まき網漁業の操業禁止区域が、それぞれ距岸20,000メートル、4,000メートルと5倍の開きがあること、また、奄美群島漁民が沖縄県海域並の操業禁止区域を要望していることを文言として追加してほしいというものです。

事務局の考えにつきまして、まとめさせていただきます。

まず、資料3ページは後ほどお目通しいただきたいのですが、要望事項とりまとめの留意点というものがございまして、これによると、全国海区漁業調整委員会連合会の要望としてふさわしいものを要望することとなっており、本県のみ数値的主張等は趣旨に合わないというのが1点。全国海区漁業調整委員会連合会によりますと、要望項目が多岐にわたるため項目を減らすよう水産庁から指示があるというのが2点。鹿児島県独

自の要望事項は、開促協により国へ要望可能であるというのが3点。この3点を理由に、事務局案のとおり、長崎県へ回答したいと考えております。

その他の要望事項は継続のため、説明を省略させていただき、また、奄美大島海区の回答は資料13ページに記載しておりますので、後ほどお目通しください。

事務局の説明は以上になります。ご協議のほど、よろしく申し上げます。

○甲山議長

はい。ありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、この全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロックの提出議題について、ご意見ご質問等は皆さん方ございませんか。

ただいま説明があった分についてでございます。どうでしょうか。

なかなか、いっぺんにまとめてく話だもんですから、わかりにくい点もあったかと思うんですけど、どうでしょうか。

皆さん方、各海域に関係のあることもございますので、ご意見等あれば。

はいどうぞ。

○阿久根委員

今、全部を対象にしているんですか。

○甲山議長

はい。1つずつしていかなと。これじゃもう全然わからん。1個ずつ質問していくというようなことで、どうだろうか、そういうやり方で。まず、遊漁者の使用可能な漁具漁法について、ご質問等ございませんか。

○阿久根委員

はい。

○甲山議長

はいどうぞ。

○阿久根委員

これは、鹿児島海区でも話題になって、その前の漁連の組合長会議でも何か出た案件だそうで、それを委員の方から鹿児島海区で出された案件なんですけど、例えば、全長1.5メートルで明らかに水中銃じゃなくて、昔、我々がちっちゃい頃から見ているような竹の先にただ鉈が三本ついて、ゴムがちょっとついたぐらいのものなら、遊びの範疇だろうけど、3メートルも4メートルもあるようなカーボン製のようのもので水揚げをする。

漁協の市場に民間でも出荷できるようになっておりますので、それを販売するような組合員外のものには遊漁者とは言えないんじゃないかということだったんですよ。

どのぐらい獲ったら遊漁者なのか、その線引きが県といたしましても、多分、定義ができないだろうし、委員会としてはどれぐらいのものは認めるが、それ以上のものは、例えば、組合許可なら組合に限るとか、そういう形にしたらどうかという考えのもとだったと思うんですが、皆さん何か、どのように考えられますか。

○甲山議長

この問題はですよ、要するに遊漁者がそういう鉈を使って、魚を獲って、それを例えば民間に売ったり、市場に出したり、そういうふうなことをすることによって、我々漁業者の生活権を侵害してるというふうなところからこういう話が出てきたと思うんですよ。

だから、しかし今までの既存のやすなんかは、もう昔からやってきたものを、この国の見解としても、それを直ちに全部駄目だというようなことはできないというふうな意味ですよ。

だから、今、阿久根委員が言われるようにですよ、例えば、3メートルにゴムがついてるのは駄目だと。そういうふうな規定をするとか、それからこれは載ってないですけど、夜間に遊漁者が獲って、いわゆる密漁をしている。

夜間であればですよ、イセエビなんかゴムがついていなくても突けるわけですから、夜間については遊漁者はもう一切やすを使って手を出してはいけないというふうなことを鹿児島県自体にですよ、謳うべきじゃないかと。

皆様どうですか。はい、どうぞ。

○茂野委員

先ほどのエビなんですけれども、エビに関しては夜とか関係ないんですよ。あれは遊漁者は獲っちゃいけないと。ということで考えるならば夜とか昼とか関係なしに、それと、奄美海区では、民間の人も夜にイザリ漁をしたりとか、そういったのもあるものですから、夜は獲っちゃいけなくなった場合にはちょっとこう困ると。

だから、そのやすの長さの規制をしたらいいのかなと。

で、先ほどからありました銚子、カーボン製のやつは足せば2つも3つも長くなって、3メートル、4メートルにも5メートルにもなるんですよ。そういう長いものに関しては駄目だと。

なおかつ、遊漁者が使ってるもので、先の銚子が離れてロープがついて出て行くもの。これに関しては、やすではなく銚子ですから、遊漁者はできないこととなっていますので、それに関しては駄目だと。

やすに関しても、今、問題になっているのはやすの長さの問題ですから、長さだけの規定っていうのを、鹿児島県の方で決めていただければいいのかなと思います。

○甲山議長

県の方の見解としてはどうですか、今の意見に。今言われた意見に対してですよ。

○脇田事務局長

今、委員の方から夜間の操業とか、やすの長さの制限とか、いろいろ提案ございましたけども、まず、今回提案しているのは九州各県の状況をまず把握したいなということでこういう提案を上げさせていただいたところでございます。

そういった実態も踏まえて、県の方でも漁協になると思うんですけども、やすなんかを使った実態ですね遊漁者の、そういったアンケートなり何か調査も含めてしようと考えておりますので、そういったものを含めまして、ちょっと今後検討すべきかなというふうに考えているところです。

○甲山議長

はい、どうぞ。

○篤委員

今のいろんな意見ですけども長崎の方で多分これ、提案するんだと思うんですが、ここに一つ、今、議長が言われたように、いわゆる、やすの長さばかりでなく、いわゆる遊漁者の、その夜間の操業をやめていただくような県があるかないか、これも質問の項目として入れていただければ、鹿児島県で今後どうしていくかという参考になるのじゃないのかなと思います。

ただ、これはもう当たり前なことなんですけど、もう銚子は一般の方は使えませんと。やすを使うに当たって、長さ規制をするかどうかっていうだけの話ですから、なかなか長さじゃ、2メートルだったらいいのか、3メートルだったらいいのか何メートルだったらいいのかってのが、我々もわからないわけで、つないで長くしていくんですよ。

変な話、5メートルにも7メートルにもなっていく。それをどういうふうに規制するのか、実際、現場を押さえられるののどうかってのもありますし、委員会指示を出せば、知事が裏付け命令を出すっていう段階までありますから、かなりその辺はやっぱり慎重にしていけないといけないのかなと思いますので、僕も議長さんがおっしゃったような形で、素人さんは夜間は危険だから潜るのはやめてくださいねというのが一番うまい落としどころなのかなと思いますので、他の県がこういうことをやってるかどうかのものも聞いていただければなと思います。

○甲山議長

この件は鹿児島県だけじゃなくて、もう全国的にやっぱりどこの県からも、こういうふうな話が持ち上がってるみたいですね。

今、阿久根委員、篤委員が言われたようなことでですね、県の方でもう少しちょっと検討してもらってですよ。

そして、漁師の方が納得できるような形で整理してもらいたい。これでどうですかね。

○複数の委員

はい。

○甲山議長

そういうことで、よろしくお願ひしたいと思います。はい。

それでは、2つ目、洋上風力発電計画と漁業との調整について、何かこの件についてご質問はございませんか。

○阿久根委員

はい。

○甲山議長

はい、どうぞ。

○阿久根委員

これも鹿児島海区で出た案件でありまして、ここの第3のところに括弧、例えば本県では浮体式の云々と書いてありますが、ちょっとここは委員会で話したのとちょっと違うなと思ってなんです、浮体式の場合は、浮魚礁と同じような設置方法になるために、浮魚礁も設置する時には海上保安庁の手続が必要です。

それから、調整委員会の委員会にかける案件でもございます。

また、ここに着床式をどのように扱うのかということを書いてありますが、あの時、委員会で話したのは、着床式にしる、浮体式にしる。これは野間岬から阿久根沖まで、私が所属する加世田の沖合、広大な計画が何社か入ってあるようです。

もうすでに説明会等々を受け、私が所属する加世田漁協としては、臨時総会で推進、それをするしないという段階ではございませんので、まだ、国に県知事もそれに意思表示をしておりますし、まだ市長、各首長もそれに、まだ意思表示をしていない段階です。推進という形でもう今、第2回目の地質調査が串木野沖ではもう始まっておりますよね。

去年も1回ありまして、それは磁場とか地雷、爆発物が落ちてないかとかいうのをですね、何か月もかけてやりました。

その中で、ここに着床式云々、これはどう扱うのかではなくて、着床式であろうが、浮体式であろうが、計画しているのは共同漁業権の外側に計画しておられるわけですが、私どもの鹿児島海区で話した内容といたしましては、公海上であれば、そこに県知事許可を有する漁業があるわけですので、漁業権ならば、各漁協の同意だけで済むんでしようが、公海上となりますと、あの沖合には北薩からまき網は鹿児島県一円になっておりますし、かじき流し網、それから、一番主たる漁業でありますごち網漁業と許可の内容と、計画地が全く符合するところでありまして、それは漁協がいいと言えばいいのか、その中にいろいろ不平不満もあるだろうということで、県知事許可を有する漁業者がいる海域ですので、漁業調整委員会の意見を聴く必要があって、(委員会から見れば)水産振興課としてはそれが必要なのではないかという意見でした。

なぜかと言いますと、この洋上風力というのは、海上に建って、漁業者が一番問題なのに取り扱うのは環境課になるわけですよ。担当部署は環境課になるわけで、これ、水産振興課といたしましては漁場の話なので、最終的には委員会の意見を聴く必要があると、鹿児島海区漁業調整委員会ではそういう意見が出ました。

千葉の銚子沖なんかはすでに銚子からその北側のなんていうとこだったんですか

ね、そこまでもう計画があり、国が手を挙げて計画が決定しておりますよね。

それと秋田沖とかいろいろあり、唐津とか、五島沖とかも先行して話が進んでるところもありますので、鹿児島県といたしましても、私が聴いたところによると調整委員も入っての協議になっているという話なんですけど、国と折衝するときに。代表が入ってるという話を聞いたんですが、鹿児島県ではどのように扱うのかということが委員会で出ましたのでそこをちゃんと確認しておきたいと思います。

○甲山議長

はい。この提案理由書を見ますとですね。プラス面ばかり根拠になるから、いいじゃないかという話。マイナス面というのは、必ずあるはずですよ。

だから、そこんところですよ、やっぱり漁業調整の中でマイナス面はこういうことがあるんだというふうなことでよくやっぱ検討して漁業調整委員会としての意見はやっぱり言わないかと思う。

だから、よその県もあちこち不漁があったりして、いろいろやっぱり問題が出てきたんですよ。

実際のところ、大きな音を出したり、例えば、潮流も変わる、長い延縄が引っかかるとか、やっぱいろいろ問題が出てくると思うわけ。だから、そこんところ、よく考えて、鹿児島県としては我々の意見も聴いてもらいたいと思います。

皆さんどうですかね。他にご意見ございませんか。

○阿久根委員

はい。我々、漁業者の出る幕がなくなるような形にならないようにですね。

環境課だけで進めてもらうと・・・

○甲山議長

環境課とは。

○阿久根委員

海砂の許可を出すのはどこけ。

○脇田事務局長

海砂を採取する許可を出すのは河川課です。洋上風力発電はエネルギー対策課です。

○阿久根委員

だから、全く漁業とは関係のない部署で議論されて、その縦割りではいけないと思うんですよ。公海上で国の持ち物であろうが、そこに県知事許可があるわけですから、生計を成している漁業者がいるわけです。自由漁業はいいにしても、ごち網漁業のように長いロープを使う漁業者の意見を最終的にまとめるにしても、県として回答するというのは他の県では、国や漁協、関係市町とかそういうところと、進んでいった場合、国が入ったその協議会を作るときには、ここの調整委員会の会長が必ず入ってる場所もあるということは聞いてるんですよ。やっぱり漁業者の方々への対応だけではなくてもう組織の一員として、その協議会の中に入って、折衝するのを見守り、意見も言える立場にあるっていうのも聞いたんですが、いかんせん、鹿児島県はまだそういうところまでの段階じゃないかもしれませんが、やっぱり現場ではもう調査もあり、賛否両論あります。

○甲山議長

はい。他にご意見ございませんか。

県としては、我々、調整委員会の話をよく聴いてもらって、同意してもらおうということですよ。共同漁業権外であっても、やっぱり、漁業調整規則の中入ってくるわけですから、それはもちろん漁場ですから、はい。

それでは、次にいきたいと思います。

養殖業の成長産業化について、何か皆さん方ご質問ございませんか。

はいどうぞ。



○阿久根委員

はい、度々すみません。これも鹿児島海区で出た話題ですので、紹介がてら説明させていただきます。国の漁業の成長産業を目指すところで、漁協の同意があれば養殖に対して、企業養殖を認める形で、今の基本計画を発表したところですが、皆さんご承知の通りだと思っておりますが、その中で、養殖の総生産量を倍増しようという計画があるということにつきまして、この計画どおりにブリやカンパチを倍増しようとしたときにですよ、例えば、もじゃこの絶対数は鹿児島県の数も決まっておりますし、全国の数も決まっております中で、今、南種子、種子島、屋久島、東町等々が基地となりましてやっている。

漁船漁業からしたら、魅力のある漁業で、若い人たちも、それを目指したい人達もいると思う中で、やっぱり、尾数が決められてたら、新規参入すると隻数が増えることによって、1人当たりの水揚げが減るわけで、できれば国が倍増するんであれば、稚魚も倍必要なわけですので、数量的にしたら、金額的じゃなくて、これをどういう形で整合性を取るのか。

養殖の倍増を計画するんであれば、もちろん、制限を緩和し、もう少し人工種苗の開発、それから自然なるもじゃこの漁業者さんに尾数を与えて、生産高を上げればいいんじゃないかと。もじゃこの規制はかかっているのに、養殖の数量を倍をしようとしたって、すぐに人工種苗で賄えられるのかという話がありまして、その結果としてここに出てきている話だにご理解ください。

○甲山議長

このブリの件に関してはですね、やっぱり、国が一番の重要品目として力を入れてるわけですけど、2050年までには、100パーセント人工種苗にせないかんというふうな考え方をもっているわけですね。

しかし、今の現状でいけば、このブリの人工種苗の孵化というのは一番難しいそうですね。まだ無理やと。

今はもじゃこ人工種苗では人工種苗の金額が高いわけですから、もじゃこの方は例えば一尾60円かそこら辺、人工種苗の場合は140、150円つくわけですから、これが一緒になるっちゃうのは、ちょっとやっぱ考えにくいわけな。

そして、一番心配してるのは、人工種苗を、要するに民間企業がどんどん作ってるわけですよ。

ただ、数量を、例えば、もじゃこを規制をして今年600万匹700万匹できた。

そしたら、人工種苗はなんぼあったかと。具体的に県あたりも人工種苗がいくら孵化されてるか把握できとらんでしょ。実際のところ。

例えば、人工種苗が何百万匹孵化したかっていうのはわからんでしょ。

まず、人工種苗については、鹿児島県ももじゃこの天然物に影響しないように輸出にまわしますと。

だから、もじゃこには関係ありませんよというふうな話やったわけ。

現状で言えば、人工種苗はいつの間にか非常に出回ってるわけ。

市場というのは、人工種苗は年間を通して市場に出回るから、市場自体が人工種苗を欲しいわけ。

結局はもじゃこに影響してくるということで、数量的に。

人工種苗は近大なんかもやってるんですけど、なかなかやっぱ難しいと思う。

私どもも人工種苗を中間育成して今十数年になりますけど、半分以上鼻が曲がってしまっ、もう全部放流ですよ。やっぱり一番難しいと。

これを完全に成すというのは、まず無理じゃないかって。

だから、100万匹、200万匹孵化をさして、生き残りは、例えば、日数あたり30パーセント、20パーセントか10パーセントぐらしか歩留まりがない。

あそこの数量を我々に、極端に言うたら、鹿児島県のもじゃこ採捕漁業者にですよ、

県は厳しく、数量や取引を言うでしょう。

しかし、人工種苗の総量は全く把握できとらんとって、もじゃこだけそういうふうにするのはおかしいじゃないかと。

私も、もじゃこの生産協の会長してますから、いつも県にも言うんですけどね。

どうしてもその数量を本当に把握するんであれば、人工種苗が今年は100万匹だけなんだ、だから600万匹なんだというふうな、そういう数量の出し方をしてもらわんとですよ。

昨日、ブリをTACにする検討委員会があつてですね、そのウェブ会議をやったんですけど、長元さんは東京に行って話をしたんですけど、とにかく、なんでもじゃこをTACで管理するのかと。重量で管理するって、あんなに小さいのを管理するのかと。鹿児島県は反対しますと。それでブリについても反対であるということを正式に表明してきたんですけどね。

ブリの管理は本当に難しいし、もうとにかくTACに入れてくれるなど。

TACに入れるんであれば、いわしの稚魚のシラスも同じことやないか、その整合性を説明せんかって言ったら、国は説明できないわけよ。

人工種苗なんかは、鹿児島県である程度したら、ポッと宮崎に持ってくわけだから、数量管理なんかできないわけですよ。

だから、数量管理なんて言ってるけど、話が全く矛盾してる。

何かこの件に関して皆さん質問ないですかね。はいどうぞ。

#### ○篤委員

提案理由の中に、もじゃこ漁業を加えた方がいいんじゃないかと、鹿児島県としてはもじゃこ漁業が重要ですので、今言いましたように、もじゃこ漁業の方と養殖とは、やっぱり関係してるわけだから、もじゃこをたくさん獲らせてくれという提言をどうするのという話が出てきますので、ここは鹿児島のブルー計画というよりは、どちらかというと我々にとってみたら、もじゃこ漁業とこの養殖はどうなんだろう、整合性取れてるのということじゃないのかなと思いますので、この辺はちょっとコメントを加えてはどうでしょうか。

#### ○甲山議長

いいですかね、今のご意見。

#### ○阿久根委員

要するに、国の基本政策として、例えば、ブリを将来的に倍増して海外にどんどん出すっていうときに、かたや企業を育てるために、基本計画を作ったのか。

我々ここでは漁業者のために話をするところであつて、企業養殖は認められたりしたけど、まだそこまで至ってない。

私が言いたいのは、今、甲山会長もおりますので、今は言えばもう独占的なもので、数字が決まってるんだから、うちの漁協も中間育成までして、転売できたら、組合員にとってもこんな魅力のある漁業をね。若い人たちに1隻でも2隻でも出せると良いところなんです。

例えば、鹿児島県の現状は枠が決まってるから、どっかと需給契約を結んでどっかから数量をもらってこなきゃ。例えば、加世田漁協が南種子漁協から数量を譲ってもらってこないと新規参入できないわけ。

でも、南種子の組合長さんとしては、人に数量をあげたら、自分のとこの組合員が獲る量その分減るわけだから。パイが決まってるわけだから、新規参入ができない状況になってるわけですよ。したくても。

養殖はできなくても中間育成まではできますから、やろうと思えば。

だから、国がせっかく倍増計画を持って、人工種苗とか企業養殖だけを進めて、先ほど委員からも出たように、もじゃこ漁業者も一緒になって育てる気があるのかと。これを書き加えてほしいなど。

そのパイが増えれば、いくらかを新規参入に当てようかと考えられますよね。新しくシェアが広がるはずなんですけど、いかんせん今のところ、独占みたいになって、数字を譲り合わなければできない状況にしてあって、パイが増えれば新規参入もできるんで。

企業養殖だけ、人工種苗だけをどんどん野放しに増やして、漁業者は今の条件の中で自分たちで譲り合っていないといけない。

そこに倍增計画があるのであれば、漁業も新規参入できるようにするのが当然じゃないか。そういうことを鹿児島海区で話したところでした。

○甲山議長

全体数量制だから、もじゃこ漁業の方は増やそうとせんわけやな。

他にないですかね。今の件について、一応、これで終わります。

続きまして、この要望事項。

まず、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について、これについて皆さん方、何かご質問ございませんか。

この件については、先ほどの事務局からの説明でよろしゅうございますか。

○複数の委員

はい。

○甲山議長

はい。それじゃ、先ほどの事務局からの説明の通りでございます。よろしくお願いたします。継続ということでございます。

○茂野委員

会長、すみません。

○甲山議長

はいどうぞ。

○茂野委員

はい。すみません。奄美海区で審議したこともあって、発言しとかないといけないので。奄水協の会長をしておられる奄美海区委員の方からのお話で、30年ほど大中まき網漁業に関してはもめごとがありまして、今はあまりないんですけども、当時は喜界沖で大中まき網が自分の船もまき網の中に取り込まれて巻かれるとか、そういった大きなもめごともあったんですよ。

そうやって国の方にも何回も要望しまして、その結果、平成10年に大中型まき網の方と直接話をするとということで、平成14年には喜界、笠利その近辺を中心としまして、保護区域を幾らか設けたんですけども、それでも、奄美海区においては距岸4,000メートル、沖縄は距岸2万メートルと、この差は何なんだということで、もう何十年もずっと陳情を続けてきたんですけども、なかなか結果が出ないということで、奄美海区の方でも全然まとまらずに、連合海区の方にお願いますよということで、今日議題提供ということでやってるわけですけども、そこで今まではまき網漁業と、沖合底びきを一括して載せてるもんですから、奄美海区としては、それを別々に、まき網に関しては沖合底びきとは別に項目で分けて記載して、なおかつ、その上で、沖縄並みの操業禁止区域の見直し拡大を要望したいという意見があったわけですよ。

これはもう、奄美海区の悲願でありましたのでここで言わせていただきたいと思いますけれども、ただ、一方で今はですね、まき網の方もあまり奄美の方には来てないような状況なんですよ。

そこで、操業可能な統数っていうのは、もう昔と変わってはないんですけども、ただ、沖合の方でそういうまき網の操業を見てるかということ、そうではないらしくて、ただし、年に1、2回は宇検村の湯湾港というところに入って網の手入れなんかもしてるんですけども、彼らがですね。

今んところはトラブルはないということであって、現状としては、これを入れなくて

も、あまり問題ではないのかなと思いますけれども、将来のことを思いましてですね、今、資源がすごい減少している中で、もし、大中まきが来てやられたら困るということで、そういうことに関してはぜひ奄美海区としても言うておきたいんですけども、ただ、最初、事務局の方から本県のみの数値的主張等は趣旨に沿わないっていうのもありましたので、それはそれでもう理解しております。

ただ、そういったことで今回はこの文章は変えなくてもいいとは思いますが、ただ、鹿児島県連合海区として、その奄美の置かれた今までのこの20年30年のこの流れていうのは、他の委員の皆さんも理解していただきたいなと思います。

内容に関してはこれでいいと思います。

○甲山議長

はい。沖縄海域が2万で鹿児島の海域が4,000メートルというこの差は、どういうことですかね。

○篤委員

これは柳原委員が詳しいとは思いますが、沖縄が40年に復帰した時にですね、その時に沖縄県のいわゆる漁業は規模が小さいというのが一つ、いわゆるまき網とか底びきとかそういう大規模な漁業がないっていうのが一つと、いわゆる大中まきや底びきが獲るような資源が沖縄の周りにはないという判断から、国の方が沖縄県が復帰したときに、漁業許可上は、そこは2万メートルとしたというふうに聞いてます。

○甲山議長

そういうことですね。茂野委員も大変でしょうけども、一応そういうことで、説明してください。

それじゃこの件についてはこれで終わります。

日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について、これについては、何かご質問はございませんか。

○甲山議長

はい。それではもう事務局の説明のとおりということで、よろしくをお願いします。

太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について、この件について何かご質問ございませんか。

○阿久根委員

ありません。

○甲山議長

はい。それじゃこれも継続ということでよろしくお願ひしたいと思います。

それではただいまご審議ございましたが、他にご質問ございませんか。

○阿久根委員

その他でいいですか。

○甲山議長

はい。どうぞ。

○阿久根委員

先ほど、甲山会長からブリのTACの件についてあったんですが、今、水産基本計画が変わって、TACの対象業種がすごく増えてくる方向性で、今度、鹿児島でも今見たんですが、組合にはもう配布してあったちゅうんですけど、うちの組合から連絡は来ず、7月27日に午後1時より、鹿児島の鴨池公民館で、対象業種、マダイ東シナ海系群、カタクチイワシ対馬暖流系群、ウルメイワシ対馬暖流系群ということで、水産庁が来て、来てというより、こちらから要望してもこのままじゃそのまま決まりそうだったので、こちらから来て説明するようにしろというような形であるんですが、このちりめんの話が出ましたが、私も言ったんですけど、その前に、カタクチイワシはチリメンジャコの成魚ですよ。

カタクチイワシの稚魚が、いわゆるシラスなんですけど、数量的にはトン数もこのチリメンジャコの方が全国的にトン数も多いんですよ。

この順番を一覧表を鹿児島では見たんですけど、僕も見ましたが、遙か下の方に、数量的にTACでなければならないような数字を獲っているものがTACの対象になっておらず、ちょうどそのチリメンジャコをTAC対象から外した数量を埋めたぐらいのものが、マダイとか、もう何か知らんようなちょっとした魚まで入ってんですよ、TAC対象に。

皆さんにその他で強く訴えたいのは、皆さん共有して、反対して欲しいんですが、今回のTACの制度にしよう。海区調整委員が選挙制ではなくて推薦制になるときに、あんだけ猛烈に甲山会長と私と中馬さんで東京に行って、声枯らしても結局、何ら変わらず、それと一緒に、今回も呼んだから来るだけで、どうなるかわかりませんが、ブリ・もじゃこには、わざわざ東京でそういう話があったんですが、マダイ、カタクチイワシ、ウルメイワシにはそういう話が、東京に来いとか何とか漁業者代表にも相談もないですし、今回、鹿児島県で独自でこういう形になったと理解してるんですが、カタクチイワシは棒受け網とかまき網で獲るのはTAC対象になって、同じトン数1トン同士だったら皆さんも子供でもわかりますよね。

カタクチイワシの1匹、チリメンジャコの何百匹でグラム数が合うのか。

数量的に尾数から見たら漁獲圧はチリメンジャコが高いのに、それは国は外して、カタクチイワシ、ウルメイワシにはかけるわけですよ。

卵が先か鶏が先かじゃないですけど、漁獲圧の数量から見たら、何百倍というような、1トンに対して100トンぐらいの数に匹敵するぐらいのもののTACを外すわけですよ。そのTACを外した全日本の数量を埋めるために、10何位であるマダイとか、20何位であるものを何個もTAC対象にしようとしてるんですよ。

私も、今度、主に鹿児島でやるのはこの3種なんですけど、棒受け網とかは今組合が声掛けいたしまして、マダイとか私もごち網漁業者で鹿児島県の皆さんの方もご存知のとおり、鹿児島県で一番個人でマダイを水揚げするのが私でありまして、これだけ資源は潤沢にあり、数量の統計をとっても水揚げも落ちずに、継続して獲れて、さらに放流事業もし、さらに、キビナゴの漁があるときには、甕島でキビナゴの網を入れますと、マダイが上がってきて、真っ赤になって、浮いてきて網ごと食い散らかして、追い散らかして邪魔になるから獲ってくれというような意見も鹿児島海区に上がってきて、要望でも聞いておりますけど、カタクチイワシ、ウルメイワシは一般の遊漁者は獲らないでしょうが、マダイなんかどんだけテレビ出てますか、どんだけフェイスブック・インスタに載ってますか。どんだけの遊漁者がマダイを獲るんですか。一本釣りで。スポーツフィッシングみたいになるぐらいマダイは潤沢にいるのに、それをなぜTACにして資源管理をしなきゃいけないのか。

それを計画数量の半分ですよ。今獲ってる数量が2,000トン九州にあったら、TACになったら1,000トンになってます。漁業者の我々は、今、1,000万水揚げしてるものを500万にしろっちゅうわけですからね。

TACをかけて制限かけるわけだから。それがいなくなって危惧するようなものであれば我々も黙ってますけど、こんだけ資源が潤沢にあるっちゅうのは、鹿児島海区では何回も言ってきたし、何回も水技センターにも調査をしてとか言ってきて、こんだけ資源が潤沢にあるのに。

それを何でTAC対象にしてチリメンジャコを外すのか、カタクチイワシがなってるのに、なぜチリメンジャコはならんのか。ブリの稚魚はなるのか。

日本の水産庁のやり方は本当におかしいんですよ。

だから、27日に説明があっても猛烈な反対が出るとは思いますが、鹿児島海区漁業調整委員会でもそういう方向性でいくだらうと思っておりますが、県としても毅然として、

この共通の認識の中で、鹿児島県も本当にもう日本から出てってもいいぐらいの勢いでですね。熊本県とも今揉めておりますが、日本の国水産庁とも揉めて僕はいいと思うんですよ、漁業者のためだから。

枯渇した資源を獲らせと言ってるわけじゃなくて、もう邪魔になるから獲ってくれっちゅうぐらいマダイは豊富にあるのに、水揚げ数量もトン数はここ10年全然落ち込みもなく横ばいできてるのに、生産量は。テレビやフェイスブックなんか見ると、漁業者よりも遊漁者が獲ってるんじゃないですか。遊漁者の数量を日本の国は把握できるんですか。

○甲山議長

阿久根委員、今のようなことですよ、7月27日に水産庁が来たら、ぜひ言うてください。他にご意見は、何かございせんかね。よろしゅうございますか。

はい。意見もでそろったようございしますので、全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について、委員意見を反映して承認することよろしゅうございますか。

(「はい。」という声あり。)

○甲山議長

はい、ではそのように決定することといたします。

本日予定していた付議事項は以上となりますが、委員の皆さんから何かほかにございせんか。それでは県の方から何かございせんかね。

○脇田事務局長

よろしいでしょうか。県の方からですね、最近のトピックスとしまして、水産流通適正化制度につきまして、執行部の方から若干説明させていただきたいということで、一旦5分ほど時間をいただきまして、5分後に再開させていただければと思います。

○甲山議長

はい、それでは5分間休憩といたします。

(休憩)

○甲山議長

再開します。水産流通適正化制度について、県執行部からの説明をお願いいたします。

(水産振興課説明)

【閉会】

○甲山議長

それでは、この件はここまでといたします。他にございせんね。

これで令和4年度第1回鹿児島県連合海区漁業調整委員会を閉会といたします。

議事進行にご協力いただきまして、大変ありがとうございました。終わります。

○脇田事務局長

どうも皆さん、ありがとうございました。

お戻りの際は、気をつけてお帰りいただきたいと思います。

—令和4年7月14日（木）午後3時40分閉会—

議事録署名者

会長

委員

委員